

青警本交企第475号
平成29年12月25日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

交通安全アナウンサーの運用について

交通安全アナウンサーの運用要領については、「交通安全アナウンサー運用要領の制定について」（平成24年7月19日付け青警本交企第734号）に基づき運用しているところであるが、今後は、別添「交通安全アナウンサー運用要領」により、平成30年1月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当 交通企画課安全教育

交通安全アナウンサー運用要領

第1 制定の目的

この要領は、青森県内の交通安全対策の一環として、県内のテレビ局、ラジオ局（以下「テレビ局等」という。）のアナウンサーに対して委嘱する「交通安全アナウンサー」の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 活動趣旨

交通安全アナウンサーは、県民の交通安全に関する知識と思想の高揚を図り、もって交通事故を防止するため、各テレビ・ラジオの放送を通じ、交通安全に関する情報を広く県民に呼び掛け、交通事故防止を図るものとする。

第3 活動内容

交通安全アナウンサーは、

- 交通事故のニュース放送時
- 各種情報番組の放送時
- その他番組の放送時

において随時、交通安全に関する情報の呼び掛けを実施するものとする。

なお、その呼び掛けは、ニュース・番組内容等を勘案し、交通安全アナウンサーが必要に応じて行うものとする。

第4 委嘱等

1 候補者の選考

交通安全アナウンサーについては、テレビ局等と青森県警察本部交通部交通企画課長が協議し、候補者を選考するものとする。

2 委嘱状

前記1の規定により選考された候補者を、交通安全アナウンサーとして委嘱するものとし、その際には、委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。

3 解嘱等

交通安全アナウンサーとしてふさわしくない非違・非行があったと認められる場合、又は、その他任務を遂行するのに適さない事由があると認められる場合、並びに、自ら辞職の申し出があった場合は、これを解嘱し、又は辞職を承認することができるものとし、その際には、解嘱等通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

第5 交通安全アナウンサーの運用に関する事項

1 運用担当部署

運用担当部署は、青森県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）とする。

2 委嘱期間

委嘱期間は、委嘱の日から1年間とするが、再委嘱は妨げないものとする。

3 報酬

報酬は、無報酬とする。

4 交通安全に関する情報の提供

交通企画課は、交通安全アナウンサーに対し、その活動に供するため、次の交通安全に関する情報を提供するものとする。

- (1) 各月の交通事故の発生状況に関する情報
- (2) 季節ごとの交通安全に関する情報
- (3) 交通安全活動イベントに関する情報
- (4) 道路交通法の改正等その他交通安全に関する情報

委 嘱 状

(氏名)

○ ○ ○ ○

(委嘱内容)

貴殿を県民の交通安全に関する知識と思想の高揚を図るため交通安全アナウンサーに委嘱します

委嘱期間 自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

青森県警察本部長

警視長

印

解嘱等通知書

(氏名)

○ ○ ○ ○

(解嘱等内容)

交通安全アナウンサーを
(の)解嘱 (辞職を承認) する

年 月 日

青森県警察本部長

警視長

印